

快適トイレを設置する試行工事実施要領

1. 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を建設現場に設置する試行工事を本要領により実施する。

2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、予定価格（税抜き）が60百万円以上かつ工期が7ヶ月以上で、受注者から希望があったものを対象とする。

ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 工場製作などのため、現場作業が4ヶ月未満となる工事

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1) 快適トイレに求める標準仕様」「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各1基設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む。）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること。）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る。）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台（フィッティングボード等）
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

4. 実施の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、特記仕様書を設計書に添付し、本要領の対象工事であることを明示する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

- (2) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- (3) 受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により施工することができる。
- (4) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。また、設置前に「快適トイレチェックシート」(様式-1)に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (5) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- (6) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (7) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。
- (8) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。(積算方法は「5. 積算」による。)
- (9) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。
- (10) 監督員は、本要領により実施することが確定した場合、速やかに技術調査課に報告するとともに、受注者から提出された本要領に係る書類の写しを技術調査課に提出する。

5. 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、当初設計書に計上しない。
- (2) 快適トイレの費用について、45,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。(90,000 円/2基・月が上限)
- ※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円(従来品)を減じた額。
- (3) 受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用(リース料)により積算上の差額を算出するものとする。
- (4) 計上の対象とする期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
- (5) 使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、男女別の入口になっている場合に限り、これを2基とみなす。
- (6) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、積算上の差額の対象としない。
- (7) 積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。

6. その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から適用する。